

## 第5回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和元年 5月 7日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階庁議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	
5番 遠藤 由理子	6番 松井 則雄
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	
13番 井上 正文	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

### ・欠席

4番 原田 良美  
12番 清水 文明

### ・遅刻

なし

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 2 5 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。本日の会議に、4 番原田良美委員さん、1 2 番清水文明委員さんから欠席の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長  
(宇敷会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 6 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 7 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、7 番堀江正司委員、8 番本多弘委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 2 8 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地の合意解約について
  - (3) 制限除外の農地移動について
  - (4) 農地法関係許可取消願について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 6 分
- 議案第 2 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員 (議案内容説明)

議長 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

13番 はい。

議長 13番。

13番 譲受人からの申し出があり売買契約をしたとのことですが、この農地を以前から借りて耕作されていたものか、もう一点、市から払い下げになると思いますが、場所によっては㎡単価はかなり違うものなのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 申請地は、耕作されている田んぼの真ん中に水路があったものです。今回の申請以前は特に貸し借り等はなく使っていたものと思われれます。前々回の総会で本案件の譲受人の土地が転用された案件がありましたが、その土地が隣地であり、その際に水路があることが判明したものと思われれます。現況は水路ではなく、田んぼとして一体で利用しているものになります。

市が払い下げする場合の㎡単価については確認をしておきます。

13番 3番の案件も払い下げだと思いますが、面積と金額にずいぶん差があったものですから。

事務局員 併せて市の方へ確認しておきます。次回の総会で報告すること  
よいでしょうか。

13番 はい。分かりました。

議長 ほかに。

無いようですので、2番の案件について

3番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 耕作者氏名の欄に記載が無いのが。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 譲受人が隣地の農地と一体で利用しているものなので、譲受人の  
氏名が入ります。

3番 もう一つ、何度も伺いますけど、1番の案件と併せて払い下げの  
単価を知りたい。根拠の数字を知りたいと思いますので、市の財産  
な訳なので、公平性がなければいけないと思います。

事務局員 次回の総会までに確認をしておきます。

議長 ほかに。

無いようですので、4番の案件について

5 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 22 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、22 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 23 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

はじめに 1 番の案件について

2 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 23 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案 23 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 24 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

#### 議案説明 15 件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

2 番の案件について

3 番 はい。

議長 3 番。

3 番 生類供養塔ということですが、動物の供養塔ですよね。それと納骨堂の 2 棟建てるということですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 動物の供養塔それと納骨堂の 2 棟を建立するということです。

議長 ほかに。

無いようですので、3 番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

6 番の案件について

7 番の案件について

8 番の案件について

9 番の案件について

10 番の案件について

11 番の案件について

12 番の案件について

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

農業委員会の審議とは関係ないのかもしれませんが、契約内容が地上権なんです。譲り受けの法人名も日本メディアマーケットということで、仲介で売買もしていることもあると思います。地上権ということなので、こういった会社を取得するということは、転売も考え得るものと思います。

3 番

はい。

議長

事務局。

事務局員

設定する権利が地上権ということですので、登記をするものにな

ります。地上権は、通常の賃借権と比べると権利がより強いものとなっていて、地上権に抵当権をつけたり、地上権自体を売買することもできます。転売の可能性がないとは言えません。

3 番            その可能性の方が大きいような気がしたので、良いか悪いかは別として。

1 3 番            申請の事業主体は譲り受けの法人になっているか。

事務局員        農地法の転用実行者およびF I T法の計画認定ともに譲り受け法人となっています。

議長            ほかに。

1 3 番の案件について

1 4 番の案件について

1 5 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 2 4 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長            「異議なし」と認めます。

よって、議案 2 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第 2 5 号「農地に該当しないことの証明願について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。



議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第25号については、願い出のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案25号「農地に該当しないことの証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時31分

## 6. 協議事項

- (1) 令和元年度推進委員の担当地区における活動目標の設定について
- (2) 平成30年度の点検・評価と令和元年度目標・活動計画について
- (3) 沼田市内の農地に関する賃借料情報について
- (4) その他

## 7. 連絡事項

- (1) 農業委員・推進委員全体会議の開催について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

## 8. 閉 会

終了 午後3時39分